

労働安全衛生法第88条に基づく
計画の届出における

指導事例集

計画届の作成は、リスクアセスメントの第一歩です。

足場等の計画届作成の際には、リスクアセスメントを行い、残存リスクが許容範囲内であるか確認しましょう。

福岡労働局・労働基準監督署

労働安全衛生法第88条に基づく計画の届出における指導事例集

この事例集は労働安全衛生法第88条に基づく計画の届出に関し、労働基準監督署の審査において改善指導を行った最近の事例をとりまとめたものです。

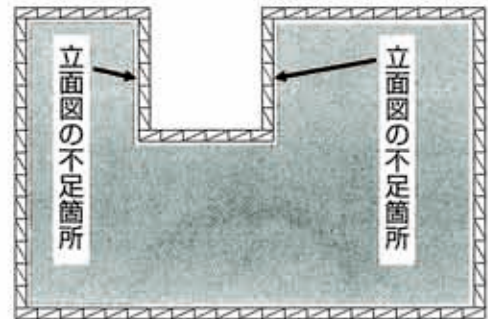
計画の作成にあたり、同じ指導を受ける問題がないか、担当者、参画者、店社において内部審査等の参考としてください。

1 機械等設置・移転・変更届

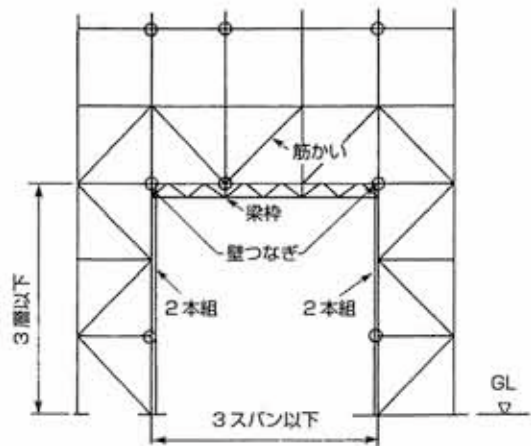
① 足場、架設通路関係

ア 足場全般

- ・ 壁つなぎの位置を図面に示すこと。
- ・ 養生シートの取り付け等風荷重を考慮し壁つなぎの間隔を決定すること。
- ・ 壁つなぎは建地に設けること。
- ・ 壁つなぎ、昇降階段の場所等については、立面図と平面図を整合させること。
- ・ 躯体の吹き抜け部、凹面部の足場立面図が抜けているので添付すること。
- ・ 足場と躯体の渡り通路の位置を明記すること。
- ・ 足場と躯体のすき間が広い部分には落下防止柵を設けること。
- ・ 足場の最大積載荷重を明記すること。この際、最大積載荷重の根拠となる構造計算書等を添付すること。
- ・ 足場に入出口として大きな開口部を設けた箇所については、補強の詳細図及び、最大積載荷重を保障する根拠となる構造計算書等を添付すること。
- ・ 工事着手予定年月日欄、工事落成予定年月日欄には工事全体工期と足場の組立て、解体予定年月日を記入すること。
- ・ 使用材料の一覧表を作成し、材質を記入すること（仮設工業会認定証写しでも可）。
- ・ ブラケット一側足場設置箇所について、本足場を設置できない理由を示すこと。
- ・ わく組足場以外の足場にあつては、手すり等及び中さん等を設けること。
- ・ 物体の落下防止措置として幅木、メッシュシート又は防網を設けること（同等の措置を含む）。



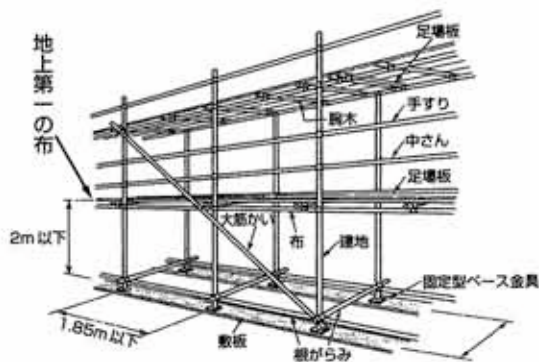
凹型の建物の平面図



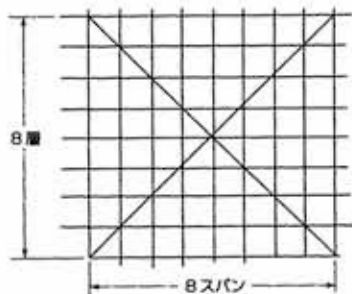
出入口の補強例

イ 単管足場等

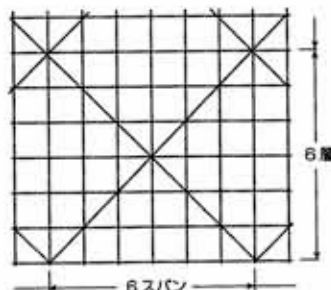
- ・単管足場に手すりを設け、手すりの高さを記入すること。
- ・単管足場の大筋かいは垂直方向 15 m以下、水平方向 16.5 m以下の設置間隔ごとに交差2方向に設けること。
- ・単管足場の地上第一の布は 2 m以下の位置に設けること。
- ・くさび緊結式足場は、大筋かいを 8 層 8 スパン以下の間隔毎に、交差2方向に設けること。大筋かいの代わりにくさび緊結式足場専用斜材を設ける場合は、6 層 6 スパン以下の間隔毎に、交差2方向に設けること。



単管足場の例



くさび緊結式足場の足場用鋼管による大筋かい



大筋かいに代えて、くさび緊結式足場専用斜材を設ける場合

くさび緊結式足場の筋交いの設置基準

ウ 枠組足場

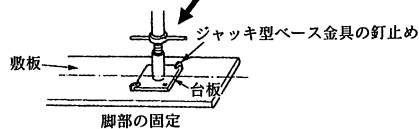
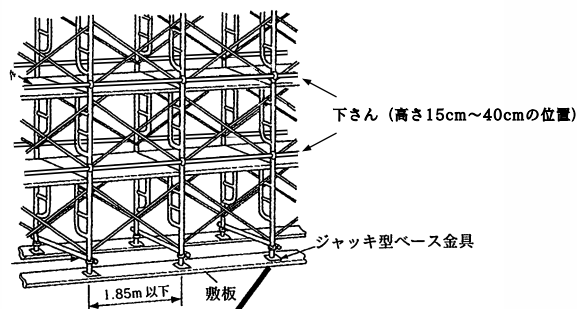
- ・枠組足場昇降設備に手すりを設けること。
- ・枠組足場脚部に敷板を設ける等足場の滑動及び沈下防止措置を講じること。
- ・枠組足場の種類ごとに最大積載荷重を明記すること。
- ・交差筋かい及び下さん等又は手すり枠を設けること。

エ 張り出し足場

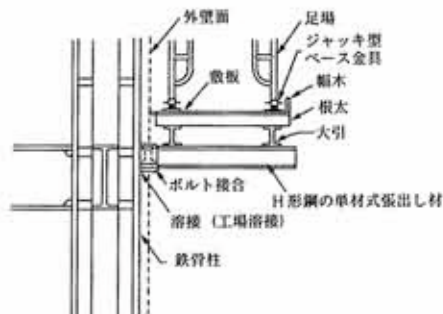
- ・鉄骨ブラケット部の強度計算書を添付すること。

オ 工事用エレベータ関係

- ・エレベーター用壁つなぎの強度を検討すること。(メーカー計算書で可)
- ・荷取りステージの詳細図を添付すること。
- ・荷取りステージの最大積載荷重を定めること。この際、最大積載荷重の根拠となる構造計算書等を添付すること。



脚部の滑動、沈下防止措置

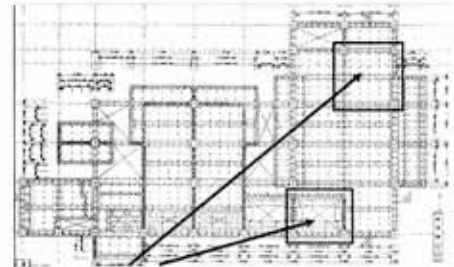


鉄骨ブラケットを用いた張り出し足場

② 型枠支保工関係

ア 型枠支保工全般

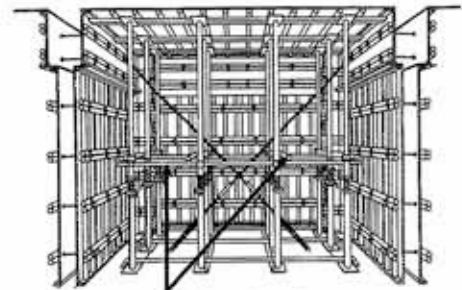
- ・ 型枠支保工の全体平面図を添付すること。
- ・ 断面図にスラブ厚及び梁寸法を記入すること。
- ・ 型枠支保工の構造計算を行った検討箇所を平面図に示すこと。
- ・ 構造計算書と平面図及び断面図は整合させること。
- ・ 水平方向の荷重に対する強度検討を行うこと（水平つなぎ、斜材、クランプについて行うこと）。
- ・ 使用材料の一覧表を作成し、材質を記入すること。（仮設工業会認定証写しでも可）。
- ・ 工事着手予定年月日、工事落成予定年月日欄には工事全体工期と型枠支保工の組立て、解体予定年月日を記入すること。



構造計算を行った検討箇所

イ パイプサポート

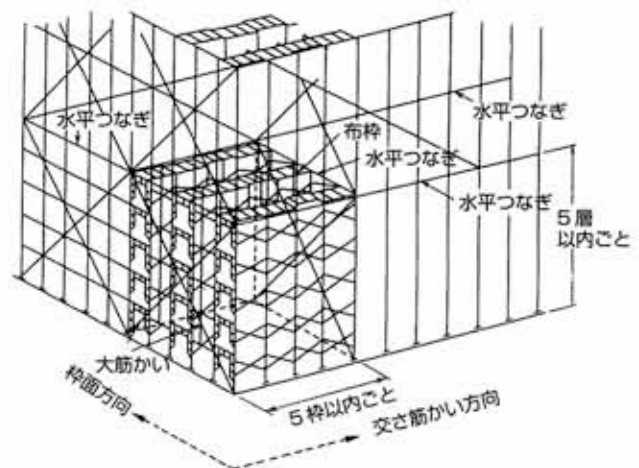
- ・ パイプサポートの高さが3.5 mを超える場合は、水平つなぎを高さ2 m以内毎に2方向に設け、かつ、変位を防止すること。
- ・ 断面図にパイプサポートの寸法を記入すること。



水平つなぎ

ウ 鋼管枠

- ・ 鋼管枠による型枠支保工は、最上層及び5層以内ごとの箇所において、型枠支保工の側面並びに枠面の方向及び交差筋かいの方向における5枠以内ごとの箇所に、水平つなぎを設け、かつ水平つなぎの変位を防止すること。



枠組支柱の運係

エ はり型枠

- ・ ビームのピッチを図面に示すこと。

オ その他

- ・ 資材の仮置場を確保できず、型枠上を仮置場とする場合には、当該型枠については、作業構台の要件を満たすよう補強し、当該作業構台の組立図、構造計算書等を添付すること。

労働安全衛生規則の改正について（概要）

平成21年6月1日施行

平成21年6月1日に改正が予定されている労働安全衛生規則の足場関係は、次のとおりです。

【足場等からの墜落防止措置等の充実】

1 事業者が行う足場の作業床からの墜落防止措置等（安衛則第563条関係）

(1) 足場の作業床からの墜落防止措置

現行では、高さ75センチメートル以上の手すり等を設けるべきものとされているが、次に掲げる設備を設けるべきものとする。

ア わく組足場にあつては、交さ筋かい及び下さん等（高さ15センチメートル以上40センチメートル以下のさん又は高さ15センチメートル以上の幅木（同等の措置を含む。））又は手すりわく

イ わく組足場以外の足場（一側足場を除く。）にあつては、手すり等（高さ85センチメートル以上の手すり（同等の措置を含む。））及び中さん等（高さ35センチメートル以上50センチメートル以下のさん（同等の措置を含む。））

(2) 足場の作業床からの物体の落下防止措置

高さ10センチメートル以上の幅木、メッシュシート又は防網（同等の措置を含む。）を新たに設けるべきものとする。

2 事業者が行う架設通路についての墜落防止措置（安衛則第552条関係）

現行では、手すり（高さ75センチメートル以上）を設けるべきものとされているが、手すり（高さ85センチメートル以上）及び中さん等を設けるべきものとする。

3 事業者が行う作業構台についての墜落防止措置（安衛則第575条の6関係）

現行では、手すり等（高さ75センチメートル以上）を設けるべきものとされているが、1（1）イの設備を設けるべきものとする。

【足場及び作業構台の安全点検等の充実】（省略）

2 建設工事計画届

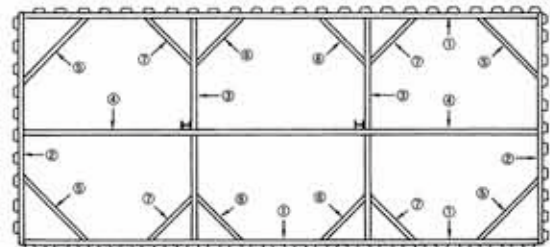
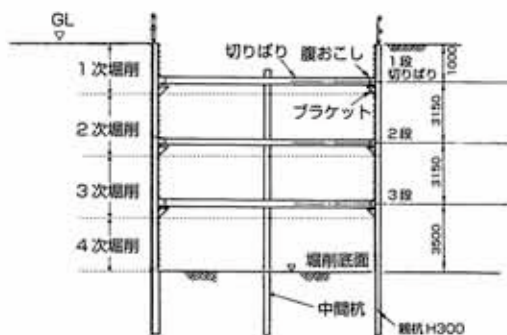
① 掘削の高さ又は深さが10 m以上の仕事関係

ア 掘削箇所の調査

- ・ 地山の掘削を行う場合、地質、地形、埋設物等の有無の調査等、事前調査結果を添付すること。
- ・ ボーリング調査位置を平面図に全て記入すること。
- ・ 地質調査結果は柱状図を添付し、酸欠地層の有無、可燃性ガス等の調査結果も示すこと。

イ 土止め支保工等

- ・ 土止め支保工の組立図に、部材の配置、寸法及び材質並びに取付けの時期及び順序を明記すること。



中間杭、シートバイル打設後、1次掘削を行い、①、②・・・⑦の順番で部材を取り付け、その後、2次掘削、3次掘削後も同じ順番で部材を取り付ける。

土止め支保工の組立の順番を定めた例

- ・土止め支保工の組立て作業に使用するクレーンの定格荷重と土止め部材重量との比較検討を行い、検討結果を提出すること。
- ・土止め支保工の組立図の部材と、構造計算書の部材を整合させること。
- ・土止め計画図（断面図）に、一次、二次掘削の深さを記入すること。
- ・土止め計画に機械の配置図を添付すること。
- ・ドラグ・ショベル等車両系建設機械、移動式クレーンとの接触防止措置を添付すること。
- ・杭工事における杭の打設順序を明記すること。
- ・基礎部分の掘削手順を明確にすること。

ウ 掘削作業等

- ・のり面作業での親綱支柱の構造、設置位置、本数を平面図に記入すること。
- ・のり面掘削順序がわかるよう平面図及び断面図に記載すること（平面図：方向、断面図：順序とその掘削高さ）。また、掘削時の掘削面のこう配を記載すること。
- ・のり面のブロック積作業時の転落防止措置を明記すること。
- ・使用する機械の一覧表を添付すること。
- ・機械配置図（各工種）にクレーンの旋回範囲及び立入禁止区域を明記すること。
- ・重機との接触防止対策を具体的に記載すること。
- ・仮設道路の計画図を添付すること。
- ・現場内通行車両の通行ルートを明記すること。

エ その他

- ・参画者の資格に関する職歴等を記入すること。
- ・空気呼吸器等、酸素欠乏危険作業に係る避難用具等の内容、数、設置場所を明記すること。
- ・坑内の炭酸ガス濃度の測定方法を添付すること。

② 高さ 31 m を超える建築物又は工作物の建設等の仕事関係

ア 掘削箇所の調査

「① 掘削の高さ又は深さが 10 m 以上の仕事関係」と同じ（4 頁）。

イ 土止め支保工等

「① 掘削の高さ又は深さが 10 m 以上の仕事関係」と同じ（4 頁）。

ウ 足場

- ・建設工事計画届においては、足場の高さに関係なく、足場の組立図は全ての足場について添付すること。
- ・「1 機械等設置・移転・変更届 ①足場、架設通路関係」と同じ（1 頁）。

エ 型枠支保工

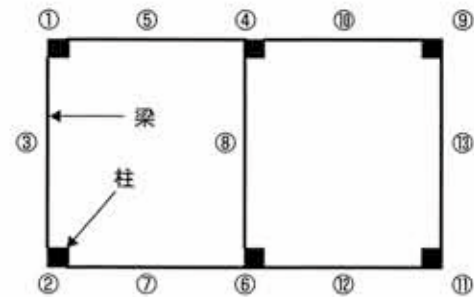
- ・建設工事計画届においては、型枠支保工の支柱の高さに関係なく型枠支保工組立図は全ての型枠支保工について添付すること。また、全階が基準階と同じ構造のため省略するなどの場合は、躯体の平面図、断面図に省略するその

理由を明記すること。

- ・「1 機械等設置・移転・変更届 ②型枠支保工関係」と同じ（3頁）。

オ 鉄骨建方

- ・鉄骨の組立図に鉄骨の建方順序を明確に記入すること。
- ・鉄骨の組立図に移動式クレーンの設置箇所、移動式クレーンの作業半径を図示すること。
- ・鉄骨建方作業に使用するクレーンの定格荷重と鉄骨部材重量との比較検討を行い、検討結果を添付すること。



1節を①から⑫の順で組み立てる。
2節、3節も同じ順番で組み立てる。

鉄骨の建方順序

カ 解体工事

- ・躯体上にドラグ・ショベル等を載せても十分な強度があるか確認すること。

キ コンクリート打設工事

- ・コンクリート打設計画を添付すること。

③ ずい道等の建設等の（ずい道の内部に労働者が立ち入らないものを除く）仕事関係

ア ずい道等の掘削に係る地質等の調査

- ・落盤、出水、ガス爆発等による労働者の危険を防止するため、ずい道等掘削に係る地山の形状、地質及び地層の状態をボーリングその他適当な方法により調査し、その結果を記録し添付すること。
- ・地質調査結果（ボーリング柱状図等）を添付すること。

イ ずい道等の掘削作業

- ・トンネル掘削順序図、平面図のほか、掘削作業ごと（突破孔、窄孔、ずり出し、吹付、ロックボルト）の機械配置平面図、縦断面を添付すること。
- ・落盤、肌落ちによる危険の防止措置が具体的に記載されていないこと。
- ・切羽作業において、切羽付近への立入禁止措置を明記すること。

ウ 軌道装置

- ・軌道装置の曲線半径や軌道のこう配などを明記した詳細図を添付すること。
- ・軌道装置の車両と側壁又は障害物との間隔を0.6 m以上とすること。これが困難な場合には、明確に識別できる回避所を適当な間隔で設けるなどの措置を明記すること。

エ その他

- ・避難用器具の設置場所を図面に明記し、この作業員への周知方法を明確にすること。
- ・換気設備の能力表と、換気設備検討書を添付すること。
- ・酸素濃度等の測定について、測定方法を明記すること。

福岡労働局

労働基準部安全課

〒812-0013
福岡市博多区博多駅東 2-11-1
福岡合同庁舎新館

TEL 092-411-4865
FAX 092-411-4875

労働基準監督署所在地一覧

	監督署名	所在地	電話番号 FAX番号	管轄区域
福岡地区	福岡中央	〒810-0072 福岡市中央区長浜2-1-1	TEL092-761-5605 FAX092-761-5616	福岡市(東区を除く)、春日市、大野城市、筑紫野市、前原市、太宰府市、糸島郡、筑紫郡
	福岡東	〒813-0016 福岡市東区香椎浜 1-3-26	TEL092-661-3770 FAX092-661-4178	福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡
北九州地区	北九州西	〒806-0034 北九州市八幡西区 岸の浦1-5-10	TEL093-622-6550 FAX093-622-6555	北九州市八幡東区・八幡西区・戸畑区・若松区、中間市、遠賀郡
	北九州東	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町 13-26	TEL093-561-0881 FAX093-561-1197	北九州市小倉北区・小倉南区
	北九州東 門司支署	〒800-0004 北九州市門司区北川町 1-18	TEL093-381-5361 FAX093-381-5363	北九州市門司区
	行橋	〒824-0005 行橋市中央1-12-35	TEL0930-23-0454 FAX0930-23-0453	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
筑後地区	久留米	〒830-0037 久留米市諏訪野町2401	TEL0942-33-7251 FAX0942-33-7254	久留米市、大川市、朝倉市、小郡市、うきは市、三井郡、三潴郡、朝倉郡
	大牟田	〒836-0034 大牟田市小浜町24-13	TEL0944-53-3987 FAX0944-53-3990	大牟田市、柳川市、みやま市
	八女	〒834-0047 八女市稲富132	TEL0943-23-2121 FAX0943-23-2123	八女市、筑後市、八女郡
筑豊地区	飯塚	〒820-0018 飯塚市芳雄町13-6 飯塚合同庁舎	TEL0948-22-3200 FAX0948-22-3202	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡
	直方	〒822-0017 直方市殿町9-17	TEL0949-22-0544 FAX0949-22-0502	直方市、宮若市、鞍手郡
	田川	〒825-0013 田川市中央町4-12	TEL0947-42-0380 FAX0947-42-0382	田川市、田川郡

届出様式については

インターネットの クリック!

<http://www.fukuoka.plb.go.jp/>